

阿久根市告示第89号

阿久根市起業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月16日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市起業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿久根市起業支援事業補助金交付要綱（令和8年阿久根市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「創業支援セミナー」を「創業セミナー」に、「第9条第1項の規定による補助金の交付決定の日までに受講が終了する者」を「第11条の規定による補助金の実績報告時点において創業セミナーの受講完了が見込まれる者」に改める。

別記第2号様式中「創業支援セミナー」を「創業セミナー」に改める。

別記第4号様式中「第8条」を「第18条」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の阿久根市起業支援事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後の補助金の交付の申請に係る補助事業について適用する。